

(報 告 事 項)

指定漁業の許可及び起業の認可の状況について

平成29年11月

水産庁

指定漁業の許可期間及び許認可隻数

番号	漁業種類	許可期間等		許 認 可 隻 数						増減	
		許可満了日	期間	平成28年			平成29年				
		平成年月日	年	許可	認可	計	許可	認可	計		
1	沖合底びき網漁業	34. 7. 31	5	299	40	339	297	41	338	▲ 1	
2	以西底びき網漁業	34. 7. 31	5	6	2	8	8	0	8	0	
3	遠洋底びき網漁業	34. 7. 31	5	10	1	11	5	2	7	▲ 4	
4	大中型まき網漁業	34. 7. 31	5	111	18	129	107	21	128	▲ 1	
5	遠洋かつお・まぐろ漁業	34. 7. 31	5	249	29	278	239	15	254	▲ 24	
6	近海かつお・まぐろ漁業	34. 7. 31	5	315	23	338	294	21	315	▲ 23	
7	北太平洋さんま漁業	34. 7. 31	5	159	16	175	158	24	182	7	
8	日本海べにずわいがに漁業	34. 7. 31	5	12	0	12	11	1	12	0	
9	いか釣り漁業	34. 7. 31	5	92	2	94	79	10	89	▲ 5	
10	小型捕鯨業	31. 3. 31	2	5	4	9	5	4	9	0	
11	中型さけ・ます 流し網漁業	(日本海)	30. 3. 19	5	3	0	3	2	0	2	▲ 1
		(太平洋)	30. 3. 19	5	16	0	16	16	0	16	0
許 認 可 隻 数 合 計				1,277	135	1,412	1,221	139	1,360	▲ 52	

注：1) 平成29年許認可隻数は、平成29年10月1日現在の許認可隻数である。

2) 平成28年許認可隻数は、平成28年に水産政策審議会に報告された数値（平成28年10月1日現在）である。

3) 沖合底びき網漁業の隻数は、以西底びき網漁業の入会船を含まない。

4) 以西底びき網漁業の隻数は、沖合底びき網漁業の入会船を含まない。

(指定漁業のトン数階層別許認可隻数)

番号	漁業種類		トン数階層		許認可隻数			
			旧トン	新トン	28年	29年		
1	沖合底びき網漁業		以上 未満 15～ 30	以上 未満 15～ 41	127	127		
			15～ 50	15～ 76	83	82		
			15～ 65	15～ 96	71	71		
			15～ 85	15～126	58	58		
			計		339	338		
2	以西底びき網漁業		15～ 150	15～185	8	8		
			計		8	8		
3	遠洋底びき網漁業		15～		11	7		
			計		11	7		
4	大中型まき網漁業		1そうまき		15～ 30	15～ 37	2	2
					15～ 40	15～ 48	2	2
					40～ 60	48～ 81	25	24
					40～ 100	48～136	23	21
						48～500	16	18
					200～ 500	200～351	24	24
					200～1,000	200～761	19	19
			小計		111	110		
			2そうまき		15～ 30	15～ 37	18	18
					小計		18	18
計		129	128					

番号	漁業種類		トン数階層		許認可隻数	
			旧トン	新トン	28年	29年
5	遠洋かつお・まぐろ漁業	浮きはえ縄	以上 未満	以上 未満		
			80~120	120~200	18	16
			80~180	120~260	3	2
			80~240	120~320	4	4
			80~300	120~380	35	26
			80~360	120~440	114	102
			80~420	120~500	50	50
			80~500	120~580	11	10
		80~580	120~660	2	2	
		小計		237	212	
		釣り	80~180	120~180	12	12
80~240	120~240		0	0		
80~300	120~300		2	2		
80~360	120~360		1	1		
80~420	120~420		0	0		
80~500	120~500		13	14		
80~580	120~580		2	2		
80~660	120~660		11	11		
小計		41	42			
計		278	254			
6	小型	10~20	10~20	浮きはえ縄 浮きはえ縄及び釣り	240 1	225 1
		小計		241	226	
	近海	10~60	10~120	浮きはえ縄 釣り 浮きはえ縄及び釣り	50 46 1	43 45 1
		小計		97	89	
	計		338	315		

番号	漁業種類		トン数階層		許認可隻数	
			旧トン	新トン	28年	29年
7	北太平洋さんま漁業		10~200		175	182
			計		175	182
8	日本海べにずわいがに漁業		~200		12	12
			計		12	12
9	いか釣り漁業		30~		94	89
			計		94	89
10	小型捕鯨業		~48	~40	9	9
			計		9	9
11	中型さけ・ます 流し網漁業	日本海	以上 未満 30~153	以上 未満 30~185	3	2
		太平洋 (ロシア200 海里水域内を 操業区域とす るもの)	30~153	30~185	16	16
		計		19	18	

(参考)

指定漁業の漁獲量

(単位：千トン)

番号	漁業種類	平成27年	平成28年	対前年差
1	沖合底びき網漁業	247	209	▲38
2	以西底びき網漁業	4	4	0
3	遠洋底びき網漁業	12	10	▲2
4	大中型まき網漁業 (うち太平洋中央海区 及びインド洋海区)	942 (190)	838 (167)	▲104 (▲23)
5	遠洋かつお・まぐろ漁業(かつお) " (まぐろ)	55 94	51 75	▲4 ▲19
6	近海かつお・まぐろ漁業(かつお) " (まぐろ)	32 47	29 43	▲3 ▲4
7	* 北太平洋さんま漁業	112	110	▲2
8	* 日本海べにずわいがに漁業	9	9	0
9	いか釣り漁業	27	23	▲3
10	* 小型捕鯨業	77頭	66頭	▲11頭
11	* 中型さけ・ます流し網漁業	0	0	0
指定漁業による漁獲量の合計		1,581	1,400	▲181
海面漁業による漁獲量の合計		3,550	3,217	▲333

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」（平成28年は概数値）。*は水産庁調べ。

注：1) 指定漁業による漁獲量の合計及び海面漁業による漁獲量の合計は、小型捕鯨業を含まない。

2) 表示単位未満の端数は、四捨五入したため合計と内訳とは必ずしも一致しない。